

● 門司植物防疫所からのお知らせ ●

一部の輸入植物の取扱いが

平成28年11月24日から変わります !!

平成28年5月24日に植物防疫法施行規則の一部が改正されたことにより、

平成28年11月24日から、新たに輸入禁止となる植物や輸出国で特別な検疫措置を行い、輸出国政府が発行した検査証明書に追記が必要となる植物があります。

また、平成29年5月24日から、新たに生産国で栽培地検査を行い、生産国政府が発行した検査証明書に追記が必要となる植物があります(事前に栽培地検査を受ける必要があります。)

I 平成28年11月24日から実施されるもの

1 輸入禁止となる地域・植物の見直し

日本の農業に、大きな被害を与える病害虫やそれらが寄生する植物の輸入は禁止されています。今回、対象としている病害虫の発生地域が広がったり、新たな植物を害することが判明したため、輸入禁止植物やその対象の国や地域が新たに追加されます。

※詳しくは以下のサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/pdf/sanko4.pdf>

2 輸出国(地域)で特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査)を必要とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し

我が国が侵入を警戒しており、輸出国での処理や精密検定を行う必要がある検疫有害動植物について、新たに追加されるもの、また、対象地域及び対象植物が追加されるものがあります。

そのため、これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、当該病害虫に対し検査等を行い、付着または感染等がない旨を追記した検査証明書*が必要になります。

※検査証明書=植物検疫証明書(Phytosanitary certificate)

※詳しくは以下のサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

「地域」や「植物」:http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/pdf/3_beppy2-2.pdf

「追記の例」:http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/pdf/04_at2_2_specific_measures.pdf

3 検疫有害動植物の追加

新たに追加される検疫有害動植物は13種です。

※詳しくは以下のサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/pdf/sanko1.pdf>

II 平成29年5月24日から実施されるもの

生産国(地域)で栽培地検査を必要とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し

※詳しくは以下のサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/pdf/sanko3.pdf>

植物を輸入する際の検疫条件は、植物防疫所ホームページの以下のサイトに
国名及び植物名等を入力して確認することができます。

植物防疫所ホームページ／輸入条件に関するデータベース
<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>

※ 輸入検疫条件は、新たな病害虫の情報やリスク評価で頻繁に変更されます。これまで輸入できていたものが、緊急的に輸入できなくなる場合もありますので、輸入の前には再度輸入条件を確認してください。

植物防疫所
ホームページ



輸入条件に関する
データベース

輸入条件に関するデータベース

当ページはJavaScriptを使用しています。ブラウザのJavaScript機能を有効にご利用ください。

輸入条件の検索・検索条件の指定

輸入元国、輸入植物の少なくとも一方を指定し、[検索を実行]ボタンをクリックしてください。

輸入元国の指定(省略可) 条件をクリア

1 州を選択してください。

2 国または地域を選択してください。

輸入植物の指定(省略可) 条件をクリア

1 植物名(学名も可)を入力してください。

2 部位を指定してください。

検索を実行

注意: 詳しい内容や検査証明書への追記については、植物防疫所のホームページ
(<http://www.maff.go.jp/pps/>)でご確認いただくか、最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

農林水産省 門司植物防疫所

門司植物防疫所(本所)
TEL:093-321-2601

福岡支所
TEL:092-291-2504

鹿児島支所
TEL:099-222-1046